

平成21年6月29日

関係者各位

破産者株式会社SFCG

上記破産管財人 瀬 戸 英 雄

IBIの破産管財人に対する貸金返還請求訴訟

- 1 平成21年5月14日、株式会社IOMA BOND INVESTMENT（以下「IBI」、なお、同社の代表者は大島健伸氏の妻の弟が務めています。）は、東京地裁に対し、破産者株式会社SFCG（以下「破産会社」）の破産管財人である当職を被告として、金5億24万6575円及び約定遅延損害金の支払いを求めて、貸金返還請求訴訟を提起しました。
- 2 IBIが返還を求める貸金債権は、破産会社・IBI間の平成21年3月17日付金銭消費貸借契約（貸金元本5億円）に基づくものです。
- 3 当職は、本件貸金債権が破産財団不足の場合に優先性が認められる財団債権にあたらぬ（破産法152条2項、148条1項1号）、また、平成21年6月3日付否認請求認容決定（本ホームページにおいて、同年6月5日付で開示しております。）の主文に示された、当職がIBIに対して有する以下の債権との相殺を主張するなどして、請求棄却を求めて争っております。
  - ① 金54億6957万9466円及びこれに対する平成21年5月16日から支払済みまで年6分の割合による金員
  - ② 金45億5160万8112円及びこれに対する平成21年5月16日から支払済みまで年6分の割合による金員
- 4 本件訴訟につきましては、必要に応じて適宜ご報告を行ってまいります。

以上